

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

石垣食品グループは、「良い新製品を開発、製造して利益をあげ国家社会に貢献する」ことを社是としております。これに基づき、株主をはじめ、全てのステークホルダーの満足の増大を図るために「経営の効率性の向上」「迅速な業務執行」「リスクマネジメントおよびコンプライアンスの徹底」を推進しております。

また、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
辛 澤	4,369,000	38.20
石垣 裕義	696,500	6.09
INTERACTIVE BROKERS LLC	403,300	3.53
株式会社 石垣共栄会	338,000	2.96
石垣 靖子	209,500	1.83
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	112,100	0.98
井上 絵美	100,000	0.87
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	84,506	0.74
志村 孝史	81,700	0.71
張本 進	64,200	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
穴井 克宜	その他													
山田 長正	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
穴井 克宜				穴井克宜氏は、大分県警察の警察署長を歴任し、法令遵守に関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、会社から独立した立場からご意見を頂けることが期待できることから、独立役員に指定するものであります。
山田 長正				山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられ、会社から独立した立場からご意見を頂けることが期待できることから、独立役員に指定するものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務の補助は内部監査室が行い、内部監査室の担当取締役又は使用人は、内部監査対象となる各業務部門の担当外の者が行うことで、その独立性を確保している。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、四半期決算、事業年度及び必要に応じて、相互報告と意見交換を行う。
また会計監査人は監査等委員会に、監査計画について相互説明と意見交換を行う。
監査等委員会は内部監査室の任命を行い、必要に応じて、相互報告と意見交換を行う。
また監査等委員会及び内部監査室は、監査計画について相互説明と意見交換を行う。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員に対する報酬については、2008年度に役員退職慰労金制度を廃止して以後、月額報酬に一本化しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期における当社の取締役に対する報酬は、取締役(監査等委員を除く)5名に対して総額12,384千円、取締役(監査等委員)6名に対して総額5,650千円(うち社外取締役に対するもの4,300千円)、です。なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれて

おりません。

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております(ただし使用人分給とは含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は3名です。

また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において年額9,600千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年3月31日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、個々の取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。会社は短期的な利益偏重になることなく、持続的な成長を図れる環境を構築していくことが重要と考え、取締役の報酬についても、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬とします。

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役石垣裕義及び代表取締役小西一幸が審議し、取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の取締役報酬に関する意見陳述を踏まえて決定することとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の措置を講じていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

会議資料の事前配布や事前説明、重要事項が発生した場合の適宜報告等を必要に応じて行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社はコーポレート・ガバナンスに関して、経営の透明性、公平性の確保及び企業価値の最大化を図ることを経営上の重要課題とすることを基本的な考え方としております。

(1) 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しております。

監査等委員である取締役3名のうち2名を社外から登用し、経営管理体制を強化しております。また、迅速な意思決定を図るために、取締役全員が出席する取締役会を月1回の割合で開催し、月次業績および経営課題についての討議、重要事項の決定、業務執行の監視を行っております。

・内部統制システムの整備の状況

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努めております。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行っております。

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理は、業務執行にあたる取締役のほか、監査等委員である取締役を含む役員全員が出席する取締役会が、その監視等にあたるものであります。

取締役会は原則月1回開催し、法令および定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限および責任、手続きの詳細について定めております。

代表取締役が筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理および法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図っております。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査等委員会設置会社へ移行しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送につきましては、法定に定める発送期日より早期の発送を行っており、2021年は株主総会開催日の18日前に発送を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信等)を中心に適時開示資料等を、ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	多様なステークホルダーからの期待や要請に対し、当社グループ全体で応えられるよう、また、会社法や金融商品取引法等の法制度等に適切に対応できるよう、社内の意識及びコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努めております。また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行っております。

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用しております。

代表取締役社長石垣裕義は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨んで参ります。

なお従来より株主総会の警備を、警察署刑事組織犯罪対策課暴力団対策係に依頼しており、適宜情報交換を行っております。また適宜、各種研修会への参加や情報収集活動を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

株主価値の維持・向上のため、株主の意思と他社導入事例等を踏まえて買収防衛策の導入の可否を検討します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 当社は、インサイダー情報の管理および当社ならびに子会社の役員・社員・その他雇用契約を締結する全ての者の当社「株券等」の取引に関する行動基準を定め、法令に違反するインサイダー取引を未然に防止することを目的とする「インサイダー取引防止・適時開示規程」を制定しており、諸法令等の改正に合わせ順次改正を行ってまいります。
2. 重要なインサイダー情報の社内管理、証券取引所への対応及び内部情報の適時開示の情報管理について「経理総務部長」を責任者とし、インサイダー情報は、役職員所管部の長を通じ、情報監理責任者に報告される体制となっております。
3. 上記体制のもと、集められたインサイダー情報が諸法令等で定める重要事実に該当するか否かを、情報管理責任者が代表取締役の指示を仰ぎつつ、外部機関等と連携し判断しております。
4. 重要なインサイダー情報は発生後遅滞なく公表するものとし、具体的な内容及び時期は、取締役会等の決議を経て行うことを原則としております。ただし、その情報が取締役会において検討されたことのない事項に関するもので、当社にとって重要な事項であると判断される場合においては、適時開示の精神に則り、代表取締役の承認により開示を行い、その後取締役会に報告を行うこととしております。なお、代表取締役に事故があったときは、その他の役職員が行うこととしております。
5. 重要なインサイダー情報の公表は、情報取扱責任者に指定された役職員がこれを行うこととしております。
6. 公表した適時開示資料については、当社のホームページに掲載する等、ディスクロージャーに努めることとしております。

【ガバナンス・内部統制の体制図】

